

が疾対第 2208 号
令和 5 年 6 月 23 日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長
横浜市健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課長
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長
(公 印 省 略)

精神科救急医療体制における新型コロナウイルス感染症対応について (通知)

本県の精神保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神科医療体制における新型コロナウイルス感染症対応については、令和 5 年 5 月 8 日付けが疾対第 1458 号で通知したとおり、5 類移行に伴い新型コロナウイルス感染症の陽性者であっても身体的な治療の必要性がない場合は原則自院対応をお願いしているところです。

精神科救急医療体制においても、類型変更に伴い別紙のとおり運用いたしますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、各精神科病院あてには別途通知しておりますので、ご承知おきくださいませようお願いいたします。

問合せ先
がん・疾病対策課
精神保健医療グループ 最首、羽田
電話 (045)210-4727 (直通)

精神科救急医療体制における新型コロナウイルス感染症対応の基本的考え方

- 1 新型コロナウイルス感染症対応として実施してきた健康調査票については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことをもって、使用を終了します。
受入病院に受入依頼をする際に、健康に関する情報が必要な場合は、確認できる範囲の情報をお伝えするようにします。
- 2 申請・通報を受理後に事前調査を行った段階で新型コロナウイルス感染症が陽性であることを把握した場合、現在の健康状態を確認の上、身体的治療を要する状況ではない（軽症・無症状の状態）と判断した場合は、通常どおり輪番病院・基幹病院に受入の依頼を行います。新型コロナウイルス感染症が陽性という理由で受入を断ることがないようお願いします。
陽性を理由に受入不可とされた場合は、病院都合による断りと判断して受入体制確保料の支払いはいたしません。
- 3 5類移行前は、深夜帯での新型コロナ陽性患者の受入依頼は行っておりませんでした。今後は2に記載のとおり身体状況について調査をした上で、深夜帯においても診察の依頼を行います。
- 4 精神科救急医療システムを経由して入院した後、新型コロナウイルス感染症の症状により身体的治療が必要となり、自院対応困難な場合は、措置患者を含めてまずは各病院が地域連携（病病連携）により転院調整を行ってください。

措置入院患者が転院となる場合

- (1) 措置入院患者の転院に関しては、行政の手続きが必要になりますので、受入病院との日時の調整の際に、措置自治体とも連携を図ってください。この際、移送方法についても調整させていただきます。なお、受入先が身体科の病院となる場合は、措置自治体に仮退院届を提出してください。
- (2) 急を要する場合は、(1)の移送に依らず、措置自治体に連絡の上、救急車を要請する等、適宜搬送を行ってください。

- 5 地域連携により転院調整を行った結果、転院先が見つけれなかった場合は精神科救急医療システムの依頼自治体に転院相談をしてください。

4 縣市精神科救急所管課連絡先

神奈川県：精神保健福祉センター救急情報課 045-821-9822

横浜市：精神保健福祉課救急医療係 045-662-3541

川崎市：総合リハビリテーション推進センター 044-200-2690

相模原市：精神保健福祉課 042-769-6631

- 6 5の転院相談は平日日中（8:30～17:15）の対応となります。身体の状態が悪化し、急を要する場合は救急車を要請する等の対応を行ってください。